

# 令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省 最終的な調整結果

|       |       |                           |   |      |              |
|-------|-------|---------------------------|---|------|--------------|
| 整理番号  | 285   | 重点募集テーマ<br>「デジタル化」の<br>該当 | × | 提案区分 | B 地方に対する規制緩和 |
| (管理番号 | 285 ) |                           |   | 提案分野 | 05_教育・文化     |

## 提案事項(事項名)

独立行政法人日本学生支援機構による奨学金の予約採用手続の見直し

## 提案団体

埼玉県、栃木県

## 制度の所管・関係府省

文部科学省

## 求める措置の具体的内容

独立行政法人日本学生支援機構による給付型奨学金、貸与型奨学金の予約採用(進学前の申込)手続について、申請書類の配付、決定通知の交付、申請者からの必要書類のとりまとめは、高等学校等を介さずに同機構が直接、生徒・保護者との間で行うこと。また、予約採用手続について、申請者から必要書類をオンラインで提出できるようにすること。

## 具体的な支障事例

独立行政法人日本学生支援機構による給付型奨学金、貸与型奨学金の予約採用(進学前の申込)手続について

- ・同機構から申請時から決定時まで、高等学校等を介して手続きを行っている。
- ・各高等学校等の教員がこれらの事務を担っているが、「学校及び教師が担う業務の明確化・適正化」の観点から、「学校以外が担うべき業務」あるいは「学校の業務だが必ずしも教師が担う必要のない業務」に位置付けられるもの。
- ・奨学金事務に係る生徒への関係書類の配布や必要書類の回収は、担当教員にとって事務負担が大きい。各学校では、毎年度、進路担当者、3学年担任などのうち、奨学金担当の教員は、予約採用の申請対応(全日制高校1校当たり平均 100 人以上)だけでなく、生徒・保護者からの相談についても対応する必要性が生じている。

相談の範囲が幅広いことから、各学校では、毎年度、担当教員が事前に情報収集したり、相談内容の回答を調べる等の必要も生じている。

※令和元年度の県内調査結果(全日制高校1校当たり平均人数)

- ①貸与型(第一種(無利息))申請 平均 51.4 人
- ②貸与型(第二種(利息あり))申請 平均 57.9 人
- ③給付型の申請 平均 32.3 人

## 地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

日本学生支援機構の手引きには「奨学金に関する手続きはすべて生徒本人が行う必要」がある旨、記載されているが、給付型奨学金制度の運用変更もあり、奨学金給付等を希望するすべての生徒が自分自身で行える手続ではなくなっている。

## 制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

提案の実現により教員の負担軽減につながる。

## 根拠法令等

平成 31 年 1 月 25 日付け中央教育審議会「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について(答申)」、平成 31 年 3 月 18 日付け 30 文科初第 1497 号「学校における働き方改革に関する取組の徹底について(通知)」、令和 5 年 9 月 8 日付け 5 文科初第 1090 号『「教師を取り巻く環境整備について緊急的に取り組むべき施策(提言)」を踏まえた取組の徹底等について(通知)」

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

北海道、岩手県、仙台市、秋田県、石川県、長野県、浜松市、高知県、福岡市、熊本市

〇3月に申請手続きの依頼があってから、手続きの読込、生徒に対する案内、申請の受け付けと7月の申請終了まで、100人を超えるの申請に対して事務手続きを行うことになり、大きな負担となっている。また、卒業から2年間は申請できることから、卒業生についても対応する必要があり、勤務時間内に収まらない対応を求められることもある。年度替わりの立て込んでいる時期に担当する教員には、事務量だけでなく精神的な負担も大きくなっている。

## 各府省からの第1次回答

高校生等の奨学金の予約採用に係る事務手続きについては、家計状況(世帯年収等)に係る情報のうち、マイナンバーを用いて JASSO が取得できるものに関しては、各高等学校等において取りまとめて送付する書類を削減するなど、学校現場の負担軽減を図ってきているところ。

学校における働き方改革は重要な課題であることを踏まえ、学校経由の送付書類の更なる削減を含めた負担軽減について引き続き検討しているところであり、今後、可能なものから実現していきたいと考える。なお、

- ・奨学金は進路指導やキャリア教育と密接な関係にあること
- ・予約採用に際しては、生徒の成績のみならず、特に学習状況及び意欲等を確認の上で推薦いただくことが必要であること
- ・経済的に困難を抱える生徒については、支援策等の情報へのアクセスが不足していることを踏まえ、遺漏なく制度を周知し、利用していただく必要があること

から、高等学校等には、引き続き、予約採用を含めた奨学金制度の適切な実施について一定の御協力をいただくことが必要であると考えている。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

学校における働き方改革は重要な課題であることをご理解いただいたうえで、負担軽減について引き続き検討されることに期待する一方、その検討においては、以下の観点からドラスティブな負担軽減を図るものとしていただきたい。

- ・奨学金の申請手続きについては、独立行政法人日本学生支援機構に対して生徒本人が行う原則に立ち、高等学校等にあつては、第1次回答で記載されている進路指導やキャリア教育、生徒の推薦条件具備の確認などの観点から関わるものであること。

この前提に立ち、予約採用手続きについて、オンライン申請や生徒・保護者が高等学校等に依存せず申請を完結できるような問い合わせ体制を確立していただきたい。

上記、提案を踏まえ、現在貴省において想定されている、検討スケジュール、負担軽減策、高等学校等における協力の在り方について、ご教示いただきたい。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

## 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】  
提案の趣旨を考慮した積極的な検討を求める。

## 各府省からの第2次回答

予約採用に関しては、令和7年度に行う令和8年度進学者向けの申請手続きにおいて、次のような取扱いとする予定。これにより、これまで各学校において取りまとめにご協力いただいていた書類の約98%を削減できる見込みである。各校の対応は生計維持者が海外に在住している場合等の極めて限られた場合を除き不要となり、加えて申請者である生徒の手続きも簡素化される見込みである。

(予約採用手続きに係る改善事項等)

- ・生徒及び生計維持者のマイナンバー提出: オンライン化(生徒等が JASSO のウェブサイトより提出)
- ・「給付奨学金確認書」及び「貸与奨学金確認書」(制度利用上の遵守事項等への誓約・同意): 学校を経由せず、生徒から日本学生支援機構に直接提出
- ・収入に関する証明書(給与明細等): マイナンバー提出者については不要とする取扱いを継続
- ・特別控除証明書: 同上

## 令和6年の地方からの提案等に関する対応方針(令和6年12月24日閣議決定) 記載内容

### 4【文部科学省】

(17) 独立行政法人日本学生支援機構法(平15法94)

独立行政法人日本学生支援機構による貸与型奨学金及び給付型奨学金(14条及び17条の2)の予約採用手続については、申請者及び地方公共団体が設置する高等学校等の事務負担を軽減するため、令和7年度の申請手続から以下の措置を講ずる。

- ・生徒及び生計を維持する者のマイナンバーについて、オンラインにより提出することとする。
- ・「貸与奨学金確認書」及び「給付奨学金確認書」について、高等学校等を経由せず、申請者から独立行政法人日本学生支援機構に直接提出することとする。